



号外第18号

令和6年10月15日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届
出区域の指定..... 1

○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届
出区域の指定の解除..... 1

告示

広島市告示第496号

令和6年10月15日

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定する形質変更時要届出区域
広島市南区大州四丁目の338番10、338番13、338番15及び338番16の各一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

広島市告示第497号

令和6年10月15日

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成28年広島市告示第388号で指定している形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧すること

ができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
広島市東区二葉の里三丁目1番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域の一部において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去